

農業と福祉の連携の形成過程に関する分析 —農業分野における障害者就労の事例から—

農業・農村領域 小柴有理江・吉田 行郷
愛媛大学 香月 敏孝*

1. はじめに

農業分野における障害者就労を進展させるためには、農業と福祉分野の連携を図り、両者の知見を活用することが重要となります。さらにその連携を地域内部で促進すれば、後述のように地域再生につながる可能性もあります。そこで本研究では、先行事例の分析から、地域社会における両分野の連携過程を分析しました。

2. 農業分野における障害者就労への進出過程

農業分野における障害者就労への進出パターンは、福祉分野、農業分野どちらからの進出かで大きく2つに分けられます。さらにそれを主体形成の有無別（元の主体が取り組んでいるのか、別主体を設立して取り組んでいるのか）に分けて分析しました。各事例の概要を第1表に示しました（いずれも調査当時）。

（1）福祉分野からの進出過程

事例1の社会福祉法人ころんは、農産物直売所を開設して周辺農家の販売支援を行ってきました。農家との関係を次第に構築する中で、農家での施設外就労（複数の障害者が支援スタッフと一緒に福祉施設の外で働く形態）を軌道に乗せ、さらには施設

外就労先の養鶏農家が高齢化したため、現在はその経営を引き継いでいます。また、加工品の製造や地域の食品企業との商品開発等も積極的に行っています。さらには東日本大震災で営農が困難となった有機農家を雇用し、農業部門を強化しています。

事例2の（有）シーネット坂井は、母体となる社会福祉法人から分社化された農業生産法人です。障害者は母体の社会福祉法人に属し、シーネット坂井から農作業を請け負っています。シーネット坂井は、水田農業を中心に周辺農家から農地を集積しており、担い手として認知されつつあります。さらにあんぽ柿やかき餅製造等の6次産業化にも取り組んでいます。農業関係機関を退職した職員からの助言を得て、農業分野の助成金の活用にも積極的です。2011年にはイチゴの観光農園も開設し、更なる収益強化を図っています。

（2）農業分野からの進出過程

事例3の京丸園（株）は、水耕栽培を核とした経営体です。代々農家であり、1996年から障害者の雇用を開始しました。京丸園では、障害者の特性をふまえた作物の導入や機械の開発等を積極的に行っています。障害者は同社に所属しますが、障害者をケアできる部署「心耕部」を社内に設け、担当職員を配置しています。障害者を雇用しながら経営の拡大を図り、社外からも施設外就労を受け入れていま

第1表 農業分野における障害者就労の事例

進出パターン		営農主体	所在地	農業生産部門	農業関連部門	就労支援サービス等の実施状況
福祉 ↓ 農業	同一主体	事例1 社会福祉法人ころん	福島県	野菜・豆類 0.8ha 養鶏（採卵） 2,000羽規模	直売所・カフェの運営、 農産加工	・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型
	別主体	事例2 有限会社シーネット坂井	福井県	水稲 24ha 露地野菜、果樹 4ha 観光農園（ハウス）約300坪	農産加工（干柿、かき餅）、 精米作業 観光農園（イチゴ収穫）	[社会福祉法人（母体）が業務契約に基づき作業請負]
農業 ↓ 福祉	同一主体	事例3 京丸園株式会社	静岡県	水耕栽培 1ha 水稲 0.7ha 露地野菜 0.5ha	—	・一般就労 ・自社以外の福祉施設や特例子会社が作業請負
	別主体	事例4 有限会社岡山県農商	岡山県	露地・施設野菜 7ha	NPO法人に作業委託： 〔ネギ、ミニトマトの収穫・調整作業、カットネギの製造〕	別途設立したNPO法人（就労継続支援A型）に作業委託

出所：聞き取り調査および農林水産政策研究所（2011，2012）『農業分野における障害者就労と農村活性化』より作成。以下同じ。

注1）：〔〕内は営農主体の母体組織の状況

2）：〔〕内は営農主体から別途設立した組織の状況

*農村再生プロジェクト 客員研究員

す。

事例4の(有)岡山県農商は、新規参入でネギ栽培を開始した農家です。圃場近くの社会福祉法人との交流を契機に障害者雇用を始めました。当初は直接雇用でしたが、2008年に障害者が所属するNPO法人を設立し、同社から作業を委託する形態になりました。その後、NPO法人は3つの就労継続支援A型事業所(雇用契約を結んで就労支援を行う障害者福祉事業所)を開設し、ミニトマトの栽培やネギの1次加工を受託して農業に従事する障害者を増やしています。

3. 各進出パターンにおける進出のポイント

(1) 進出の初期段階：マッチングの重要性

農業分野、福祉分野どちらからの進出であっても、あるいはどんな先進事例であって

も、その初期段階では、両分野の相互交流や農業体験、施設外就労での農作業が契機となっています。進出の契機として、こうした農業サイドと福祉サイドとの相互理解やマッチングの機会が重要といえます。

(2) 福祉分野からの進出：農業分野の強化

福祉分野からの進出の場合、営農を本格化するには、①福祉の法人格でそのまま進出するケースもあるものの(事例1)、②農業分野をより強化するために農業生産法人等を別途設立するケースもあります(事例2)。後者の場合は農業の担い手として地域や農業関係者から認知されやすく、周辺農家からの農地の借入や農業関係の事業の活用にも積極的です。また、農業に関する知識や技術が不足する部分に関しては、両者とも農業関係者を新たに雇用して補強していました。

福祉分野からの進出では、このようにして周辺農家や関係機関との関係を次第に深めています。また農産物や加工品の直接販売、観光農園の運営等を通じて農家以外の地域住民とも結びつきつつあります。

(3) 農業分野からの進出：福祉分野の強化

農業分野から進出する場合、母体となる農家とは別に、障害者の所属するNPO法人等を別途設立す

第2表 福祉分野からの進出における農業分野の体制構築

	福祉分野→農業分野	
	同一主体	別主体を設立
	事例1：社会福祉法人ころん	事例2：有限会社シーネット坂井
農業部門の形態	社会福祉法人の農業部門	農業生産法人(有限会社)
農業部門のサポート	・自法人の職員(施設外就労で農業経験あり) ・農業経験者の雇用	[・社会福祉法人(母体)の農業経験のある職員] ・農林行政の経験のある職員
農地確保	近隣農業者から借受	職員所有の農地 近隣農業者から借受
設備投資等における資金調達	・直売所・カフェ：自己資金 ・菓子加工所：福祉関係の補助金	・精米施設：農業関係の補助金 ・加工施設：農業関係の補助金 ・交流施設：農業関係の補助金

第3表 農業分野からの進出における福祉分野の体制構築

	農業分野→福祉分野	
	同一主体	別主体を設立
	事例3：京丸園株式会社	事例4：有限会社岡山県農商
障害者の所属	自法人内 →専門部署心耕部の設置	[別途設立したNPO法人]
障害者へのサポート	自法人の職員 障害者をケアする部署を設置 福祉関係者との連携	[別途設立したNPO法人の職員] NPO法人や近隣の社会福祉法人との交流や助言による職員の理解促進
職員給与等への福祉関係の助成金(労働関係の給付金)	○	○

るケースもみられました(事例4)。障害者の所属する福祉事業体を設立することで、障害者のケアを行う人員を配置し、福祉関係の支援等を受けながら安定的な就業環境を確保しています。また、農業生産法人のままというケースでも、組織内部に障害者の所属部署を設置し、福祉の関係機関と連携しながら障害者のケアを行っています(事例3)。

このように農業分野からの進出では、障害者福祉の関係者との関係を次第に深め、障害者へのケアを充実させています。その結果、障害者のマンパワーを発揮させ、農業経営の規模拡大、周囲からの農地集積等を実現しています。

4. おわりに

農業分野、福祉分野どちらからの進出でも、それぞれ新たに進出した分野に弱点を持っています。先行事例では、農業分野と福祉分野の連携の中で双方の支援を有効活用し、その弱点を補いながらバランス良く体制を整備していました。その結果として、農村における雇用の場を創出し、また地域の様々な主体とも有機的に結びつき、農地の維持・保全、農家の所得向上といった点でも地域に貢献していました。